

## 介護保険課認定調査員研修実施要領

### 1 趣旨

この要領は、要介護認定及び要支援認定において、認定調査に従事している市の会計年度任用職員等が、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を向上させるため、介護保険課が行う認定調査員に係る研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施主体

研修の実施主体は、介護保険課とする。

### 3 対象者

研修の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 既に認定調査に従事している市の会計年度任用職員
- (2) 既に認定調査に従事している市の指定市町村事務受託法人の介護支援専門員及び保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者
- (3) 既に認定調査に従事している者であって、介護保険課が必要と認める者

### 4 研修方法及び研修内容

研修方法は講義方式とし、研修内容は次のとおりとする。

- (1) 常勤職員が既に受講した千葉県が実施する認定調査員現任研修、並びに厚生労働省が実施する調査指導員養成研修及び認定調査員能力向上研修会の復命報告等、認定調査を実施するために、直接的に必要なものとする。
  - ア 調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方に関すること
  - イ 特記事項の適切、不適切な記載の仕方に関すること
  - ウ その他介護保険課が必要と認めること
- (2) 認定調査を確実に実施するために、間接的に必要なものとする。
  - ア 認定審査会に関すること
  - イ 市の公的福祉サービス事業に関すること
  - ウ 公用自動車、自転車の運転に関すること
  - エ 制度改正等に関すること
  - オ その他介護保険課が必要と認めること

### 5 研修実施の留意点

- (1) 講師

介護保険業務に携わる介護保険課の職員、健康・福祉に係る知識及び経験を有する者又は認定調査を確実に実施するために必要な知識を有する者とする。

(2) 研修の開催及び時間

ア 毎月1回午後3時から開催し、研修時間の目安は1時間とする。

イ アに定める時間で開催できない場合は、その月内で調整し開催するものとする。

ウ 介護保険課の判断により、開催を中止することができるものとする。

(3) 研修の出席確認

介護保険課は、開催時間前に出席者を認定調査員研修出欠簿（第1号様式）に記入し欠席者については後日資料を配布するものとする。

(4) アンケートの実施

介護保険課は、受講後に調査員研修アンケートを配布及び回収するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

